

# 四 半 期 報 告 書

(第54期第3四半期)



東洋シャッター株式会社

E 0 1 4 1 5

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

東洋シヤッター株式会社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	14
3 【役員の状況】 .....	14
第5 【経理の状況】 .....	15
1 【四半期連結財務諸表】 .....	16
2 【その他】 .....	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	30

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年2月10日

【四半期会計期間】 第54期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 東洋シャッター株式会社

【英訳名】 TOYO SHUTTER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田和育

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場二丁目3番2号

【電話番号】 06(4705)2110(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画管理本部副本部長 丸山明雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場二丁目3番2号

【電話番号】 06(4705)2110(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画管理本部副本部長 丸山明雄

【縦覧に供する場所】 東洋シャッター株式会社東京支店  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号  
(日本橋Kビル)

東洋シャッター株式会社横浜支店  
横浜市西区南幸二丁目21番5号(ヤナガワビル)

東洋シャッター株式会社名古屋支店  
名古屋市中川区北江町二丁目12番地

東洋シャッター株式会社神戸支店  
神戸市東灘区北青木二丁目1番34号(KHK北青木ビル)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第54期 第3四半期連結 累計期間	第54期 第3四半期連結 会計期間	第53期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	15,082,140	4,963,966	22,105,060
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	280,947	△28,193	608,682
四半期(当期)純利益又 は四半期純損失 (△) (千円)	204,854	△43,408	2,447,430
純資産額 (千円)	—	6,494,369	6,476,245
総資産額 (千円)	—	18,892,006	18,347,972
1株当たり純資産額 (円)	—	1,065.77	1,047.64
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 四半期純損失 (△) (円)	34.20	△8.42	460.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	33.98	—	420.98
自己資本比率 (%)	—	34.38	35.30
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,281,529	—	670,829
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△118,886	—	△201,557
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△557,334	—	△854,285
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	1,303,400	698,092
従業員数 (名)	—	672	673

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第54期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	672 (117)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	651 (117)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しておりますが、以下に製品別の生産、受注及び販売の状況を示しております。

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における製品別の生産実績は、次のとおりであります。

品名	数量
軽量シャッター	42,690 m <sup>2</sup>
重量シャッター	36,498 m <sup>2</sup>
シャッター関連	5,808 m <sup>2</sup>
シャッター計	84,998 m <sup>2</sup>

(注) ドア・サッシ、金物については数量表示が困難なため、表示しておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における製品別の受注実績は、次のとおりであります。

品名	受注高(千円)	受注残高(千円)
軽量シャッター	667,297	335,916
重量シャッター	2,570,022	3,566,565
シャッター関連	380,341	176,374
シャッター計	3,617,660	4,078,855
スチールドア	946,673	2,006,375
建材他	214,974	135,416
合計	4,779,307	6,220,646

(注) 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における製品別の販売実績は、次のとおりであります。

品名	金額(千円)
軽量シャッター	721,250
重量シャッター	2,777,515
シャッター関連	390,142
シャッター計	3,888,907
スチールドア	898,724
建材他	176,335
合計	4,963,966

(注) 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国に端を発した世界的金融危機による混乱により、景気が短期間に減速するなど大変不安定な展開となりました。

当シャッター業界におきましても、急速な景気減速に伴う企業の経営環境の悪化により、設備投資の抑制圧力が働き、当第3四半期連結会計期間はより厳しい環境にて推移しました。

このような状況下、当社グループは収益重視の観点のもと、営業・生産活動に積極的に取り組みました。しかしながら、昨今にない厳しい環境下では、売上高・利益面のいずれも大幅な減少を余儀なくされました。この結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は4,963,966千円、営業損失は11,747千円、経常損失は28,193千円、四半期純損失は43,408千円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における売上高は、15,082,140千円、営業利益は360,111千円、経常利益は280,947千円、四半期純利益は204,854千円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績については「鋼製建具関連事業」が、所在地別セグメントの業績については「本邦」が、いずれも90%を超えるため、個別分析の記載は省略しております。

### (2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ544,033千円増加の18,892,006千円となりました。その主な内訳と要因は次のとおりです。

流動資産では、棚卸資産の増加等により、前連結会計年度末比693,341千円増加の10,053,704千円となりました。固定資産では、減価償却等による減少により、前連結会計年度末比149,307千円減少の8,838,301千円となりました。

流動負債では、仕入債務の増加等により、前連結会計年度末比822,235千円増加の10,679,488千円となりました。固定負債では、長期借入金の返済等により、前連結会計年度末比296,325千円減少の1,718,148千円となりました。

純資産では、利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末比18,124千円増加し、6,494,369千円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ575,120千円増加し、1,303,400千円となりました。その主な内訳と要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の増加等により、第2四半期連結会計期間末に比べ545,990千円増加し、814,554千円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に固定資産の取得等により、26,121千円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済や配当金の支出等により、第2四半期連結会計期間末に比べ88,796千円減少し、213,312千円の支出となりました。

### (4) 事業上及び財務上対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次の通りです。



## 1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主のあり方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

したがって、会社の支配権の移転をとまなう買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社普通株式の大量の買付行為や買付提案の中には、株主に普通株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあり、こうした大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれも増大しています。

とりわけ、シャッター業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の、設計・製造・施工の一貫システム体制の構築、維持及び適切な運用が必要であります。当該一貫システム体制は当社が長年にわたり蓄積した経営ノウハウに基づき構築されたものであり、これにより、お客様の多様なニーズに対して適切かつ柔軟に対応することが可能となっております。これらが当社の株式の買付けを行うものにより中長期的に維持され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、当該一貫システム体制を運用するにあたっては、設計・製造・施工に関する専門的知識や、主に従業員に蓄積されている運用ノウハウ及び経験が必要であり、かつ、お客様との長期にわたる関係構築が不可欠であります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社普通株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

## 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社普通株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という）の導入を決議しました。

本プランは、本プランに定められた手続きに従うことなく当社株式の買付等を行い、その保有割合が20%以上となる場合等、買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する恐れがあると認められた場合に発動されるものであり、発動においては別に定められた規定により構成された独立委員会による勧告を最大限尊重することにより、当社取締役会の恣意的判断を排することとしています。

本プランのスキームは事前警告型ライツプランですが、本プランの規程に従い発行される新株予約権の無償割当て行使により、買付者等の買付等における株式保有割合の希釈化を図ります。この場合、必要に応じてあるいは規程に従い、適切な情報開示を株主の皆様方に行うこととしています。

なお、本プランの有効期間は決議のときから3年間であります。本プランに基づいて新株予約権の無償割当を行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

### 3. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持が目的でないこと及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とすることでないことを判断しております。

#### ① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（経済産業省及び法務省、平成17年5月27日発表）に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

#### ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

#### ③ 株主意思を重視するものであること

有効期間満了前であっても、株主総会において本プランの廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止することとなります。これにより、株主の皆様の意思が反映されることとなります。

#### ④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を除去し、運用に関する実質的判断を行う機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している「独立委員会」を設置しております。

同委員会は、本プランの恣意的運用を行うことがないように厳しく監視を行うとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様へ情報開示を行うことになっており、透明性を確保しております。

なお、「独立委員会」は、次の3名で構成されております。

高木 新二郎氏（弁護士）、宮崎 誠氏（弁護士）、新保 克芳氏（弁護士）

#### ⑤ 合理的な客観的な発動要件の設定

独立委員会の根拠となる規定においては、本プランの発動手続きにおいては、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

#### ⑥ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、その判断の公平性・客観性を担保するために、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家）の助言を得ることができることとされており、その費用は当社が負担いたします。

#### ⑦ 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年でありますので、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映させることが可能です。

### (5) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動は「全てはお客様の笑顔と満足のために」という経営ビジョンを念頭に置いています。技術部は生産および購買部門の協力のもと、また営業部門と連携して、社会的ニーズの高い商品の開発・改善を行い、お客様にとって付加価値の高い商品を提供できるよう努力しております。

具体的には建築基準法等、関連法規の性能基準化に合わせた新しい構造・機構のシャッター・ドア等、新防災事業製品の製品化に注力するとともに、時代の流れにあった商品の開発を目指しています。

当第3四半期連結会計期間は、異業種との技術提携により、当社のノウハウを生かした従来にない壁面と全面フラット仕様のシャッターを開発しました。

また、従来、防火扉と防火防煙シャッターを組み合わせた時に必要であった固定方立を無くし、袖扉の先端にレールを組み込み、シャッターと連動させることで、全開時に大空間を実現する製品を開発しました。

以上のように製品開発に取り組むとともに、既存製品についてもより良い製品にするため、随時改良に取り組んでおります。

なお、当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は48,122千円であり、そのほとんどが鋼製建具関連です。よって、セグメント別の研究開発費は記載しておりません。

今後も「安全・安心・健康・快適・感動の提供」を目標にし、社会的ニーズに沿った商品開発を目指していきます。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,748,000
優先株式	3,000,000
計	20,748,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,187,123	5,187,123	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
第1回優先株式	2,000,000	2,000,000	—	単元株式数は100株であります。 (注)1, 2
計	7,187,123	7,187,123	—	—

(注)1 当社は普通株式のほか、優先株式について定款に定めており、財務体質の強化を図ることを目的とし優先株式を発行しております。第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### ① 優先配当金の計算

優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額(500円)に、それぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下「配当率」という。)を乗じて算出した額とし、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金10円を超える場合は10円とする。配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・「年率修正日」は平成15年3月27日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、全国銀行協会より午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円LIBOR(6ヶ月物)として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

##### ② 優先中間配当金の額

各営業年度における優先配当金の2分の1の額とする。

##### ③ 非累積条項

ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### ④ 参加条項

優先株主に対しては、優先配当金のほか、普通株主に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また中間配当を行うときは、優先株主に対し、優先中間配当金のほか、普通株主に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
当社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株1株につき500円を支払う。  
優先株主に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 議決権  
優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (4) 株式の併合または分割  
当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式及び優先株式のそれぞれについて、同時に同一割合でこれを行う。
- (5) 新株予約権等  
当社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。
- (6) 消却  
当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (7) 普通株式への転換
- ① 転換を請求し得べき期間(以下「転換請求期間」という。)  
平成19年4月1日(日)から平成40年3月31日(金)まで
- ② 転換の条件  
優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。
- (イ)当初転換価額  
転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)
- (ロ)転換価額の修正  
転換価額は、平成20年4月1日から平成39年4月1日まで、毎年4月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「下限転換価額」といい、下記(ハ)により転換価額と同様に調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (ハ)転換価額の調整
- a 優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。なお、処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に参入される。
- ii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。なお、引用する旧商法の条項は平成15年3月10日時点のものとし、以下も同様とする。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の発行日に、発行される証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。また、以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて転換価額調整式における既発行の普通株式数に参入される(下記iiiも同様とする。))。

- iii 普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価格決定日に残存する証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。
- b 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少、株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- c 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。
- e 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
  - i 上記a. iの時価を下回る払込金額(または処分価額)をもって普通株式を発行(または自己株式を処分)する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
  - ii 上記a. iiの時価を下回る価額をもって普通株式に転換または上記a. iiで定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)
  - iii 上記a. iiiの場合は、価額決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)
- f 転換価額の調整があった場合、以下の算式で算出される調整後当初転換価額を当初転換価額とみなす。

$$\text{調整後当初転換価額} = \text{当初転換価額} \times \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後当初転換価額の算出に当たっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

③ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等が行われた場合には、優先株式の発行価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。

(8) 普通株式への一斉転換(強制転換)

転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式については、同期間の末日の翌日をもって、優先株式1株に対し、普通株式1株に転換される。

※上記(7) 普通株式への転換 ② 転換の条件 (イ) 当初転換価額 に係る当初転換価額は、1,148円でありませす。また、優先株式の転換により発行された株式はありません。

(注) 2 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日	—	7,187,123	—	1,838,213	—	—

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,700	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,090,700	50,907	同上、(注) 2
単元未満株式	普通株式 65,723	—	同上、(注) 3
発行済株式総数	7,187,123	—	—
総株主の議決権	—	50,907	—

(注) 1 無議決権株式は第1回優先株式であります。詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれております。



② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東洋シャッター株式会社	大阪市中央区南船場 二丁目3番2号	30,700	—	30,700	0.59
計	—	30,700	—	30,700	0.59

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,084	1,050	1,000	900	934	902	700	666	672
最低(円)	963	941	900	840	836	665	497	559	583

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、栄監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,303,400	698,092
受取手形及び売掛金	※3 4,454,303	4,729,508
製品	1,882	4,027
原材料	591,386	560,239
仕掛品	2,738,315	2,232,709
その他	1,013,505	1,177,456
貸倒引当金	△49,089	△41,671
流動資産合計	10,053,704	9,360,362
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 3,469,342	※1 3,616,068
土地	4,147,461	4,147,461
その他（純額）	※1 683,016	※1 707,660
有形固定資産合計	8,299,821	8,471,190
無形固定資産	58,038	55,637
投資その他の資産		
投資有価証券	19,984	12,822
その他	633,838	517,186
貸倒引当金	△173,379	△69,227
投資その他の資産合計	480,442	460,781
固定資産合計	8,838,301	8,987,609
資産合計	18,892,006	18,347,972
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 4,909,394	4,227,294
短期借入金	※2 3,500,000	※2 3,500,000
1年内返済予定の長期借入金	500,000	500,000
未払金	545,719	430,296
未払法人税等	53,662	76,328
賞与引当金	48,763	221,312
その他	※3 1,121,949	902,022
流動負債合計	10,679,488	9,857,252
固定負債		
長期借入金	1,625,000	2,000,000
退職給付引当金	15,260	14,469
その他	77,888	4
固定負債合計	1,718,148	2,014,474
負債合計	12,397,636	11,871,727

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,838,213	1,838,213
資本剰余金	0	0
利益剰余金	4,691,725	4,671,235
自己株式	△35,703	△33,210
株主資本合計	6,494,236	6,476,239
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	133	6
評価・換算差額等合計	133	6
純資産合計	6,494,369	6,476,245
負債純資産合計	18,892,006	18,347,972

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	15,082,140
売上原価	11,228,667
売上総利益	3,853,473
販売費及び一般管理費	※1 3,493,361
営業利益	360,111
営業外収益	
保険配当金	19,592
受取補償金	6,300
その他	12,822
営業外収益合計	38,714
営業外費用	
支払利息	82,043
シンジケートローン手数料	22,749
その他	13,085
営業外費用合計	117,878
経常利益	280,947
特別利益	
厚生年金基金代行返上益	9,950
特別利益合計	9,950
特別損失	
役員退職慰労金	※2 39,624
特別損失合計	39,624
税金等調整前四半期純利益	251,272
法人税、住民税及び事業税	46,418
四半期純利益	204,854

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	4,963,966
売上原価	3,785,203
売上総利益	1,178,763
販売費及び一般管理費	※1 1,190,510
営業損失(△)	△11,747
営業外収益	
保険配当金	18,666
その他	3,789
営業外収益合計	22,455
営業外費用	
支払利息	26,834
シンジケートローン手数料	7,011
その他	5,057
営業外費用合計	38,902
経常損失(△)	△28,193
税金等調整前四半期純損失(△)	△28,193
法人税、住民税及び事業税	15,215
四半期純損失(△)	△43,408

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	251,272
減価償却費	328,683
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	111,570
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	790
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△54,831
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△172,549
受取利息及び受取配当金	△1,278
支払利息	82,043
固定資産除却損	3,526
売上債権の増減額 (△は増加)	177,802
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△532,134
仕入債務の増減額 (△は減少)	682,100
前受金の増減額 (△は減少)	245,734
前払費用の増減額 (△は増加)	△72,132
その他	375,077
<b>小計</b>	<b>1,425,674</b>
利息及び配当金の受取額	1,278
利息の支払額	△82,286
法人税等の支払額	△63,137
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,281,529</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
投資有価証券の取得による支出	△6,947
固定資産の取得による支出	△120,235
会員権の売却による収入	2,670
貸付金の回収による収入	5,766
その他	△139
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△118,886</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	△375,000
自己株式の取得による支出	△2,493
配当金の支払額	△179,841
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△557,334</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	605,308
現金及び現金同等物の期首残高	698,092
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,303,400

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1 会計方針の変更 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、評価基準については、原価法から原価法(収益の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。 (2) リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。



## 【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 無形固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

## 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 平成20年度税制改正に伴い、当社の機械装置については、従来、耐用年数を2～13年としていましたが、第1四半期連結会計期間より10年に変更しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響額は、売上総利益は21,355千円の減少、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益及び四半期純利益は21,432千円の減少であります。
(退職給付引当金について) 提出会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年7月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成20年9月26日付で国に返還額(最低責任準備金)の納付を行っております。 これにより前期(平成20年3月期)において測定された返還相当額と確定返還額との差額9,950千円を、厚生年金基金代行返上差益として当第3四半期連結累計期間の特別利益に計上しております。 なお、前期(平成20年3月期)において、厚生年金基金代行返上益として特別利益1,900,264千円を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,750,703千円</p> <p>※2 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。 当第3四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当第3四半期連結会計期間末借入未実行残高 500,000千円</p> <p>※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 236,075千円 支払手形 782,872千円 設備関係支払手形 9,251千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,477,312千円</p> <p>※2 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。 当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当連結会計年度末借入未実行残高 500,000千円</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの	
貸倒引当金繰入額	113,806千円
賞与引当金繰入額	28,765千円
給料手当	1,505,404千円
退職給付費用	142,687千円
法定福利費	242,099千円
減価償却費	39,876千円
※2 特別損失の役員退職慰労金は、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴う役員退職金の打ち切り支給に係る費用であります。	

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの	
貸倒引当金繰入額	54,056千円
賞与引当金繰入額	△88,105千円
給料手当	504,299千円
退職給付費用	47,892千円
法定福利費	83,773千円
減価償却費	11,216千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	1,303,400千円
現金及び現金同等物	1,303,400千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,187,123
第1回優先株式(株)	2,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	31,821

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	61,900	12	平成20年3月31日	平成20年6月4日
平成20年5月12日 取締役会	第1回 優先株式	利益剰余金	32,090	16.045	平成20年3月31日	平成20年6月4日
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	61,876	12	平成20年9月30日	平成20年12月8日
平成20年10月27日 取締役会	第1回 優先株式	利益剰余金	28,496	14.248	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合がいずれも90%を超えるため、記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えるため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,065円77銭	1,047円64銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,494,369	6,476,245
普通株式に係る純資産額(千円)	5,494,369	5,404,109
差額の主な内訳(千円)		
第1回優先株式に係る資本金	1,000,000	1,000,000
普通株主に帰属しない剰余金の配当額	—	72,136
普通株式の発行済株式数(株)	5,187,123	5,187,123
普通株式の自己株式数(株)	31,821	28,743
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	5,155,302	5,158,380

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

## 第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	34円20銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	33円98銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	204,854
普通株式に係る四半期純利益(千円)	176,358
普通株主に帰属しない金額の内訳(千円) 優先株式に係る当期純利益	28,496
普通株式の期中平均株式数(株)	5,156,898
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	871,080
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

※第1回優先株式の詳細については、第4 提出会社の状況 1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

### 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	△8円42銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	△43,408
普通株式に係る四半期純損失(千円)	△43,408
普通株式の期中平均株式数(株)	5,155,887
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

※第1回優先株式の詳細については、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

第54期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当について、平成20年10月27日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しております。

①中間配当による配当金の総額	90,372千円
②1株当たりの中間配当金	
普通株式	12.00円
第1回優先株式	14.248円
③支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月8日



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月 9日

東洋シャッター株式会社  
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 公認会計士 國 分 紀 一 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 迫 田 清 己 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年2月10日
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田和育
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南船場二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号 (日本橋Kビル) 東洋シャッター株式会社横浜支店 横浜市西区南幸二丁目21番5号(ヤナガワビル) 東洋シャッター株式会社名古屋支店 名古屋市中川区北江町二丁目12番地 東洋シャッター株式会社神戸支店 神戸市東灘区北青木二丁目1番34号(KHK北青木ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 藤田 和育は、当社の第54期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。